

令和4年度 事業報告

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

令和4年度は、昨年、一昨年に比べ、新型コロナウイルスの影響も収束の方向へ向かったことで、予定していた行事については概ね予定通りに実施できた。事業内容によっては、リモートを活用するなど、創意工夫しての実施となった。

	項 目	推 進 事 項
1	暴力団追放のための広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「暴追画報2022版」令和3年度中における当センターの活動として、無料相談所の開設や企業研修会への参加、更には、暴力団排除セミナーの開催などを中心にまとめた「暴追画報2022版」と題した冊子を制作し、研修会や各種協議会の参加者に配布するなど、大阪府民の暴力団排除気運の向上と暴力団等からの被害の防止に努めた。 ・ 「暴追センター情報」と題して大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会の弁護士が反社会的勢力の対応等についてまとめた「弁護士コラム」をセンターの賛助会員を中心にEメールにより、配信することで暴力団排除気運の向上を図った。また、日々変化する暴力団情勢を含め、31件の情報をEメールで配信した。 ・ 「市民が団結し暴力団を倒す!!」と題した啓発ポスターを制作し、大阪市市民局や堺市危機管理課を通じて、配布し、広く府民に暴力団根絶の意識向上を図った。 ・ 昨年度に引き続き、大阪難波高島屋前の難波駅前交差点に面する「東宝南街ビル」の壁面に設置された看板に広報用ポスターを掲示し、安全安心なまち大阪の広報啓発に努めた。 ・ 大阪シティーバスの戸袋に「暴力のない社会の実現を目指して」と題する広告を掲出したり、令和5年の卓上カレンダーの制作、京阪電鉄や近鉄電車の車内広告としてポスターを掲示するなど暴力団排除に関する広報を行った。 ・ 不当要求防止責任者講習の受講者や各種協議会・連絡会の参加者に「不当な要求、暴力行為断固拒否」と題しての暴排のチラシを配布するなど広報啓発を行った。 ・ 日本弁護士連合会が主催する反社会的勢力対策の研修会や近畿弁護士連合会が主催する暴力団組事務所の排除対策等を題材とした夏期研修会、大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会が主催する国交省近畿地方整備局との研修会などにも積極的に参加した。また、大阪府下各自治体を巻き込んでの行政対象暴力連絡協議会へ出席し、大阪府警察本部刑事部捜査第四課とも連携して、各協議会で発案された課題について意見を述べるなど暴力団対策に取り組んだ。
2	暴力団員による不当行為の予防に関する民間の自主的な組織活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業や行政機関での研修会や講演会における発言の際には、必ず冒頭に当センターの設立の趣旨や業務内容について説明をし、当センターの周知徹底を図った。 ・ 当センターの賛助会に入会を希望する企業や、協賛企業として登録を希望する企業に対しては、当センターの業務内容を「暴追画報」等を示しながら詳しく説明し、当セン

		<p>ターの活動の重要性などを説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年6月9日と6月10日の2日間、一般財団法人大阪国際経済振興センター及び防犯防災総合実行委員会等が主催でインデックス大阪で開催された、西日本最大級の「防犯防災総合展2022」に参加し、大阪府危機管理室等の防犯コーナーにおいて、暴力団追放の啓発ポスターの掲示や暴追画報、暴排ステッカーの無料配布を実施した。 ホームページでは「暴追センター情報」と題してタイムリーな暴力団情勢等を配信することにより、ホームページを充実した内容とした。 大阪府下警察署に対して、当センターで制作した広報ポスターや年2回実施した「民事介入暴力特別相談所」の開催案内を配布した。
3	暴力団関係者の不当な行為に関する相談の適正な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度における暴力相談受案件数は、合計1,208件で、令和3年度より185件減少した。相談内容については、契約等の相手方に関する相談、所謂、関係者の暴力団の属性についての相談が多かったが、刑罰法令に関するものも32件、暴力団の離脱や勧誘に関するものも14件受理した。いずれも、解決若しくは関係機関への引き継ぎを完了した。 大阪府警と大阪弁護士会との共同で、「民事介入暴力無料特別相談所」を開催した。令和4年5月20日(金)は、大阪府警察の施設である「コミュニティプラザ」において、同年11月30日(水)は、ホテルプリムローズ大阪において開設した。 センターで受理する相談の中には、相談者側の企業に顧問弁護士の配置がある場合でも、暴力団対策に強い弁護士の紹介を求める企業もあり、そのような要望に対しては、民暴委員会の委員長を通じて、弁護士を紹介するなど民暴委員会との連携を図った。 相談の中には、暴力団関係者から「自己の暴力団登録の有無」についての教示依頼や「自己が金融機関に口座を持ってないのは暴力団として登録されているからではないか」などという暴力団員の指定に関する相談については、当センターで安易に答えることなく、管轄警察署を紹介するなど適正に対応した。
4	少年に対する暴力団の影響を排除する活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人大阪少年補導協会、大阪青少年環境問題協議会等と協同し、青少年に対する防犯対策を目的とした広報グッズに名入れし、当センターの知名度のアップと暴力団を正しく理解することや暴力団との関係遮断の重要性を訴えた。 一般社団法人大阪少年補導協会の役員として同役員会に出席するほか、当センターの役員とで意見交換をするなど、同会との連携により、青少年の非行の現状等について情報交換をした。
5	暴力団離脱希望者に対する社会復帰に向けた支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度は、暴力団離脱者から、金融機関での口座開設に関する相談があったが、金融機関側が難色を示すなど、口座開設には至らなかった。 昨年度における協賛企業(暴力団を離脱し、社会復帰を

		<p>目指す者を雇い入れてくれる企業)は33社で、雇い入れの事例はなかったが、府警アドバイザーと連携して、広報ポスターやカレンダーを配布し、暴力団離脱者の雇い入れに対する理解と協力を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年2月10日にセンター専務理事が会長を務める「大阪府暴力団離脱者支援対策連絡会総会」を開催した。総会では、大阪刑務所分類審議室主席矯正処遇官のほか、大阪労働局や大阪商工労働部人材育成課長などを招致しての開催となった。また、スティグマ支援者である「工房アルテ」の主任技術者をオブザーバーとして招き、同人が対応した元暴力団がどのような生活を送っており、どのような悩みを抱えているかなどの発表があり、活発な意見交換が行われ、充実した総会となった。
6	暴力団事務所の付近住民等の生活又は業務の遂行の平穏を確保するための支援	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年5月に付近住民からの委託を受けて、暴力団事務所の使用禁止等仮処分命令により、使用等禁止されていた東大阪市所在の六代目山口組傘下組織事務所に関し、東大阪市が一旦当センターが買取り、事務所を解体してホワイト化されれば、当センターから同不動産を買い取るとの意見が示された。令和4年5月の当センターが適正価格で買い取り、同年7月には事務所を解体し、同年12月に東大阪市と売買契約を交わしたことで、事務所の完全撤去がなされ、付近住民に安心と安全をあたえることができた。 現在六代目山口組と神戸山口組の抗争、六代目山口組と池田組との抗争に対し、「特定抗争指定暴力団等」として指定され、各関係暴力団事務所が使用禁止となっていることから、当該事務所周辺では、暴力団の活動が自粛されている。しかし、抗争が収まり、指定が解除されれば、事務所には暴力団員が出入りし、付近住民等の安全が脅かされることとなるので、当センターとしては、適格都道府県センターとして事務所使用禁止等仮処分申請などの支援ができるように、警察及び大阪弁護士会との連絡を密にしている。
7	暴力団員からの不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> 不当要求防止責任者に対する講習については、実施計画として実施回数20回(オンライン講習12回、会場講習8回)、受講予定者数4160人(オンライン講習3600人、会場講習560人)との計画であったが、実際の受講者はオンライン講習2192人、会場講習517人の合計2709人で計画の約65%の達成率であった。 企業等からの依頼により、各企業(金融機関、マンション管理業、建設業、サービス業等)の研修会等に招かれ、講話を実施し、暴力団を含む反社会的勢力対策の意識の向上を図った。 当センター備え付けの、啓発DVDの貸し出し件数が述べ83件あり、社会の反社会的勢力対策気運の高まりを感じた。
8	不当要求情報管理機関に対する業務の援助	<ul style="list-style-type: none"> 不当要求情報管理機関の(公財)競馬保安協会関西支部、(公財)モーターボート競走保安協会、日本証券業協会大阪地区協会、預金保険機構大阪業務部との情報交換として連絡会の実施には至らなかったが、暴力団情勢等が掲載さ

		<p>れた広報誌を配布するとともに、窓口担当社の確認等実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、本情報管理機関からの相談や情報漏洩等、不適切事案の発生はなかった。
9	暴力団犯罪の被害者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 当センターでは、大阪府下で発生した事件で、暴力団や暴力団員から犯罪被害にあった被害者に対して、一定の条件のもとで被害の程度に応じて給付金を支給する「暴力団犯罪被害者等給付金規程」を設けているが、令和4年度については適用はなかった。 暴力団が関係する事件事故が発生した場合は、その被害内容等について、大阪府警察本部暴力団排除対策の担当窓口と連携を図った。
10	少年指導委員等に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 少年補導員には、研修会を通じて、特に中学生や高校生に対して、暴力団を正しく理解してもらい、一旦加入すると簡単には脱退できず、社会からも排除されかねないことを認識させる指導するよう教示した。 最近の暴力団を含む反社会的勢力については、広報資料などを配付し、情報を提供した。
11	その他の必要な事業	<p>【第31回暴力団追放府民大会】の開催</p> <p>第31回暴力団追放府民大会を令和4年11月1日(火)午後2時から大阪国際交流センター大ホールで開催した。本大会は、「暴力団の存在しない安全で、安心して暮らせる大阪のまち」を実現するために、広く府民に暴力団排除意識の浸透を図ることを目的として平成4年より開催しており、令和4年度は第31回目の開催となった。同大会では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、入場者を事前に申込制とし、入場を制限する一方、オンラインでも視聴できるシステムを導入し開催した。今回は、暴力団排除対策にご貢献された個人7名と団体2団体に表彰状を、当センターの活動に特に支援していただいた4団体に感謝状を授与した。また特別講演として、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長森谷長功弁護士による「不当要求行為を中心として」と題しての講演を開催し、同講演の内容を「講演録」として制作して、賛助会員等関係各所に配布した。</p> <p>【第25回暴力追放セミナー】の開催</p> <p>第25回暴力追放セミナーを令和5年1月27日午後1時30分から、オンラインとホテルプリムローズ大阪2階鳳凰の間をサテライト会場として開催した。このセミナーは、当センターの目的に賛同し、事業の推進に協力していただいている賛助会員を対象に毎年度開催している。今回は、龍谷大学犯罪学研究センター嘱託研究員廣末登氏から「元暴でも再チャレンジ出来る社会を」と題しての講演を、大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員長の古川純平弁護士から「カスハラ対応の現状と対応方針」と題しての講演をいただくとともに、講演録を制作し、賛助会員を中心に配布することとした。</p>